

保育の必要性の認定に関する基準の考え方

※子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する子どもに係る保育の必要性を認定するための基準

<p>国の基準 (子ども・子育て支援法施行規則)</p>	<p>現行基準 (西東京市保育所における保育に関する条例)</p>	<p>市の考え方</p>
<p>保育の必要性の認定に係る事由について、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当すること。</p>	<p>保育所における保育は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p>	<p>保育の必要性の認定に係る事由について、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当すること。</p>
<p>①一月において、48 時間から 64 時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること</p>	<p>①居宅外で就労することを常態としていること ②居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること</p>	<p>①一月において、<u>月 48 時間以上</u>労働することを常態とすること</p>
<p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと</p>	<p>③妊娠中であるか又は出産後間がないこと</p>	<p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと</p>
<p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること</p>	<p>④疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること</p>	<p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること</p>
<p>④同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること</p>	<p>⑤長期にわたり疾病の状態にあるか又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること</p>	<p>④同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること</p>
<p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること</p>	<p>⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること</p>	<p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること</p>
<p>⑥求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること</p>	<p>⑦その他市長が特に認める状態にあること ⇒「施行規則」 (1) 求職のため外出することを常態として</p>	<p>⑥求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること</p>

国の基準 (子ども・子育て支援法施行規則)	現行基準 (西東京市保育所における保育に関する条例)	市の考え方
	いること	
⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）していること	(2) 技能習得のため職業訓練校等に通学していること (3) 修学のため学校等に通学していること	⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）していること
⑧虐待やDVのおそれがあること		⑧虐待やDVのおそれがあること
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑩その他これらに類するものとして市町村が定める事由に該当すること		⑩その他これらに類するものとして市町村が定める事由に該当すること
(経過措置) 10年を超えない期間内において、「48時間から64時間までの範囲内で市町村が定める時間以上」とあるのは、「市町村が定める時間以上」とする。	(4) 死亡、行方不明、別居等のため児童と生活を共にしていないこと (5) その他市長が特に認める状態にあること	(その他の事由) ① <u>死亡、行方不明、別居等のため児童と生活を共にしていないこと</u> ②その他市長が特に認める状態にあること

※就労下限時間の考え方

現行の就労条件の下限が、「週3日または月12日以上就労」で「1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合」となっていることから、月48時間以上とする。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

- 〔府 令〕
 - 子ども・子育て支援法施行規則
〔内閣府四四〕
- 〔告 示〕
 - 本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（総務二〇五）
 - 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件
〔政治資金適正化委三四、三五〕
 - 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、その旨を公告する件（同三六）
 - 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（同三七）
 - 除籍の一部が滅失した件
〔法務二六三〕
 - プジュンブラ港改修計画のための贈与に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一八五）

○円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシユ人民共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件
〔同一八六〕

○保安林の指定施業要件を変更する件
〔農林水産七四二〜七四四〕

○砂防法第二条の土地を指定する件
〔国土交通六六八〕

○海上における射撃訓練を実施する件
〔防衛一〇二〜一〇七〕

○海上における射撃訓練等を実施する件（同一〇八、一〇九）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（近畿地方整備局一一〇）

○登録住宅性能評価機関の住所を変更した件（九州地方整備局一三四）

〔国会事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

佐波川水系河川整備計画の策定について（中国地方整備局）

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

国家試験

平成二十六年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について（環境省）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

府 令

○内閣府令第四十四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則を次のように定める。

平成二十六年六月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法施行規則

子ども・子育て支援法（以下「法」という）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

一、一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位とする市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。

二、妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

三、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

四、同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること。

五、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

六、求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。

七、次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

八 次のいずれかに該当すること。
 イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
 ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十二年法律第三十一号）第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）
 九 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教

育・保育施設等」という）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
 十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。
 附則
 一 施行期日
 この府令は、法の施行の日から施行する。
 二 施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一号の規定の適用については、同号中「四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。

告 示

○総務省告示第二百五号
 無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第四百零九条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の平成二十六年六月九日改正する。
 第一号の表を次のように改める。
 総務大臣 新藤 義孝

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数 (kHz)	送信時刻 (中央標準時による)
しおかぜ	しおかぜ	A3E 六、〇九〇	午前一時から午前二時まで
		A3E 六、一六五	午後十時三十分から午後十一時三十分まで
しおかぜ	しおかぜ	A3E 五、九八五	午後十時三十分から午後十一時三十分まで
		AA3E 六、一三五	

○政治資金適正化委員会告示第三十四号
 政治資金適正化法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。
 平成二十六年六月九日
 政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

抹消年月日 抹消事由
 登録番号 氏名
 四八六 田中 英一 二六、三、一九 政治資金適正化法第十九条の二十三第一項第一号
 七四〇 児島 敏和 二六、五、二〇 本人からの申請
 四一七 高見 哲也 二六、四、二六 政治資金適正化法第十九条の二十三第一項第一号
 ○政治資金適正化委員会告示第三十五号
 政治資金適正化法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。
 平成二十六年六月九日
 政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

抹消年月日 抹消事由
 登録番号 氏名
 一五五一 山中 静 二六、五、二七 本人からの申請
 二五八四 山崎 榮一 二六、五、二七 本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第三十六号
 政治資金適正化法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。
 平成二十六年六月九日
 政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男
 登録番号 氏名 登録政治資金監査人証票の番号
 四〇五七 柴田 博壽 四三九七 二六、五、一〇
 亡失年月日
 ○政治資金適正化委員会告示第三十七号
 政治資金適正化法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。
 平成二十六年六月九日
 政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

○法務省告示第二六六号
 徳島県三好市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年七月九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。
 一 当該除籍に係る戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
 二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。
 注意
 一 申出は、口頭でも差し支えない。
 ○外務省告示第八十六号
 平成二十六年五月二十六日に東京で、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がバングラデシユ人民共和国政府との間に行われた。
 平成二十六年六月九日
 外務大臣 岸田 文雄

（訳文）
 書簡をもって啓上いたします。本大臣は、バングラデシユ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に關して日本国政府の代表者とバングラデシユ人民共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。
 一 九十九億三千万円（九、九三〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」といふ）が、小規模農家農業生産性向上・多様化振興融資計画（以下「計画」といふ）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」といふ）により、日本国の関係法令に従って、バングラデシユ人民共和国政府に供与されることとなる。

二 申出の手続について分らないことがあれば、三好市役所又は徳島地方法務局美馬支局に照会すること。
 平成二十六年六月九日
 法務大臣 谷垣 禎一
 徳島県三好郡井内谷村五百九十三番屋敷ノ一
 倉石 虎市
 同所四百八十六番屋敷
 程岡 國藏
 同所三百四十二番屋敷
 大西 民助
 ○外務省告示第八十五号
 平成二十六年五月二十三日にプジュンブラで、プジュンブラ港改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルンジ共和国政府との間に行われた。
 一 援助の目的及び内容 プジュンブラ港改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
 二 贈与の限度額 二十八億円
 三 贈与の供与期限 平成三十一年十二月三十一日まで
 四 署名者
 日本側 寺田達志在ブルンジ大使
 ブルンジ側 ロイロン・カヴァクレ外務・国際協力大臣
 平成二十六年六月九日
 外務大臣 岸田 文雄